



那珂川市

男女共同参画プラン

-人権を尊重しあう共同参画のまち なかがわ-

2023年度～2032年度



那珂川市

市長挨拶

那珂川市男女共同参画プランの策定にあたって

誰もが喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会を実現するためには、政治、経済をはじめ、あらゆる分野において、政策・方針決定過程に女性が参画することは重要であると言われています。世界経済フォーラムが発表した2022年のジェンダー・ギャップ指数では、我が国は、146ヶ国中116位と極めて低い水準にあり、まだまだ男女共同参画社会の実現へ取り組むべき課題は数多く残されています。



また、本市においても、令和3年7月に実施した「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識アンケート調査」の結果では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について「反対する」と回答した人が8割となっているものの、「社会生活における男女の平等意識」においては、<社会通念・慣習・しきたり><社会全体>で男性が優遇されていると回答した人が7割と高く、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。

「那珂川市男女共同参画プラン」では、ジェンダー平等社会の実現に向けた10年間の基本的な方向性や具体的な取り組みなどを定めており、ジェンダー平等の推進を確かなものとするための計画として策定しました。

誰もが自分らしく、その個性や能力を發揮し、活躍できるジェンダー平等社会の実現に向けて、今後とも市民、事業者の皆さまのなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定にあたり、熱心にご審議、ご提言をいただきました那珂川市男女共同参画審議会委員の皆さん、市民説明会および、市民意識アンケート調査で貴重なご意見をお寄せいただいた皆さん、ご協力をいただきました全ての方々に心から感謝申し上げます。

2023年3月
那珂川市長 武末 茂喜

もくじ

第1章	策定にあたって
	1. 策定の趣旨 02 2. 策定の背景 02 3. 計画の位置づけ 05 4. 計画の期間 05
第2章	総論
	1. 基本理念 08 2. 施策の大綱と基本施策 09 施策の体系 10
第3章	各論
	施策大綱① 教育・啓発 14 施策大綱② 人権 18 施策大綱③ 労働 24 施策大綱④ 福祉・健康 28 施策大綱⑤ 地域参画 32 施策大綱⑥ 推進体制 36 成果指標 39
第4章	市民意識調査
	1. 意識調査の概要 44 2. 意識調査の結果 45
資料編	
	那珂川市男女共同参画推進条例 58 男女共同参画社会基本法 66 審議会審議状況 70 審議会委員 71 男女共同参画都市宣言文 72

第 1 章

策 定 に あ た つ て

第1章 策定にあたって

1. 策定の趣旨

我が国において、1999年に「男女共同参画社会基本法（以下、「基本法」）」が施行され、その中で、男女共同参画社会は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義され、男女共同参画社会を実現するための基本理念と国、地方公共団体、国民の責務が明らかにされました。

近年においては、多様な課題に対する新たな取り組みが求められており、「女性の職業生活における男女共同参画の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」）」等、男女共同参画を推進するための法整備が進められています。

那珂川市では、2013年に策定した「第2次那珂川町男女共同参画プラン」に引き続き、基本理念である「人権を尊重しあう共同参画のまちなかがわ」の実現に向け、2023年から10年間の計画となる「那珂川市男女共同参画プラン」を策定し、あらゆる施策をジェンダー平等の視点で推進していきます。

2. 策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合は、女性の自立と地位向上を目指し、1975年を「国際婦人年」と定め、同年開催された「国際婦人年世界会議」では、各国の取り組むべき施策の指針となる「世界行動計画」を採択しました。1979年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下、「女子差別撤廃条約」）」が採択されるなど、様々な女性の人権擁護とジェンダー平等の実現に向けた取り組みが展開されています。

2011年には「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が設立されました。その後、2015年には国連サミットで17の目標と169のターゲットからなるSDGsが採択され、ジェンダー平等の実現は、他のすべての目標の達成に関わる非常に重要な項目として示されました。

(2) 国・県の動き

国内では、1985年に「女子差別撤廃条約」が批准されたことを受けて、1986年に、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下、「男女雇用機会均等法」）」、1999年には「基本法」、2001年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」）」、2016年には「女性活躍推進法」、2018年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。さらに、2020年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、様々な分野において男女共同参画の推進が図られています。しかしながら、2022年7月に世界経済フォーラムが公表したジェンダーギャップ指数では、日本の順位は146ヶ国中116位、特に政治の分野においては、139位と著しく低位となっています。

また、県においては、1996年に「福岡県女性総合センターあすばる」（現：福岡県男女共同参画センターあすばる）が県内の男女共同参画に関する拠点として開設され、2001年には「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、2002年には「福岡県男女共同参画計画」が策定されました。さらに、2019年には、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害からの県民等を守るための条例」が施行され、二次被害を生じさせる行為の根絶、性暴力根絶及び性被害からの被害者支援に関する総合的な教育の実施など、全国的にも先進的な取り組みが行われています。

(3) 市の動き

本市では、1986年に福祉課に婦人児童係を設置し、1988年には那珂川町婦人団体連絡協議会（1992年に那珂川町女性団体連絡協議会に改名）を設立しました。同年、女性問題調査研究委員会を設置し、1991年には「女性問題意識調査」の実施および結果の分析を行い、1993年に「那珂川町の女性問題に関する意識調査と課題解決のための提言—男女平等社会実現に向けて—」を提出しました。

第1章 策定にあたって

2002年には、男女共同参画プラン策定会議を設立し、2003年「那珂川町男女共同参画プラン」を策定しました。2004年2月には「那珂川町男女共同参画審議会」を設置し、3月に那珂川町における男女共同参画を推進するための条例の必要性と内容について諮詢し、慎重な審議と町民公聴会を経て、12月に答申を行いました。その後、那珂川町議会定例会において「那珂川町男女共同参画推進条例」が、全会一致で可決され、2005年に施行しました。

2006年には、議員提案による「那珂川町男女共同参画都市宣言」が決議され、11月23日に那珂川町男女共同参画都市宣言を行いました。同年には「那珂川町男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画苦情処理委員を委嘱しました。

2011年4月には男女共同参画推進に関する情報提供及び団体の活動や交流の場として勤労青少年ホーム内に、男女共同参画推進センター「あいなか」を設立、2013年に「第2次那珂川町男女共同参画プラン」を策定しました。

そしてこの度、計画期間の終了に伴い、2023年から那珂川市として初めてのプランとなる「那珂川市男女共同参画プラン」を策定します。



3. 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「基本法」や「男女共同参画基本計画」および「福岡県男女共同参画計画」の趣旨を踏まえ、那珂川市の男女共同参画社会の形成を促進するための総合的な施策推進の指針となるものです。
- (2) 上位計画である「那珂川市総合計画」では、施策大綱2「誰もが学び、育むまちづくり」を掲げ、基本施策を「多様な市民の人権を尊重した社会をつくる」とし、施策の概要の「(4)男女共同参画意識・ダイバーシティ（多様性）の推進」の中で、男女共同参画を推進するための施策を定めています。
- (3) 国や県、国際的・社会的動向を踏まえながら、本市が行うべき施策について「那珂川市男女共同参画推進条例」の8つの基本理念に基づき、総合的、計画的に体系化、具体化し、推進するための計画として位置づけています。
- (4) 本計画は、「DV防止法」および「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画としても位置づけています。

4. 計画の期間

本計画は、2023年度から2032年度までの10年間を計画の期間とします。計画の中間年には、社会情勢の変化や様々な関連法の改正・施行に対応するため、点検と見直しを行い、後期基本計画を策定する予定です。

今後は、本計画の推進状況について毎年把握・点検し、公表するものとします。



第 2 章

総 論

第2章 総 論

1. 基本理念

人権を尊重しあう 共同参画のまち なかがわ

この基本理念は、「那珂川市男女共同参画推進条例」の前文をもとに、那珂川市の目指すべき姿を表現したものです。

これまで、啓発を目的とした講演会や講座に加え、市民の皆さまと協働で様々な取り組みを行い、施策の浸透を図ってまいりましたが、基本理念へは到達できていません。

そのため、那珂川市男女共同参画プランを策定し、市と市民および事業者の三者が一体となり、那珂川市の男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを積極的に進めていきます。



2. 施策の大綱と基本施策

基本理念を目指し、次の6つの施策大綱と13の基本施策を設定します。

大綱① 教育・啓発

ジェンダー平等の達成に向けた意識づくり

- ・多様な生き方を学ぶ保育・教育を推進する
- ・ジェンダー平等に対する理解を促進し、意識の改革を図る

大綱② 人 権

すべての人が人間らしく生きることができる社会づくり

- ・性別によるあらゆる暴力を根絶する
- ・ジェンダー平等の視点に立ち、生きづらさを抱えた人を支援する

大綱③ 労 働

いきいきと働くことができる環境づくり

- ・働く場におけるジェンダー平等を推進する
- ・仕事と家庭の両立を推進する

大綱④ 福祉・健康

自立し、安心して暮らせる環境づくり

- ・家庭や地域における子育て・介護のジェンダー平等を推進する
- ・生涯を通じた心身の健康づくりを支援する

大綱⑤ 地域参画

ジェンダー平等を実現する地域づくり

- ・地域活動におけるすべての人の参画を推進する
- ・地域防災活動におけるすべての人の参画を推進する
- ・ジェンダー平等の視点でのネットワークづくりを推進する

大綱⑥ 推進体制

男女共同参画社会の実現を推進するための体制づくり

- ・審議会・委員会等への女性登用を推進する
- ・推進体制の整備・強化を図る

第2章 総論

施策の体系

基本理念 人権を尊重しあう共同参画のまち

施策大綱	基本施策	施策の概要
1 教育・啓発 <small>ジェンダー平等の達成に向けた意識づくり</small>	多様な生き方を学ぶ保育・教育を推進する ジェンダー平等に対する理解を促進し、意識の改革を図る	幼稚園・保育所等におけるジェンダー平等教育・保育の推進 学校におけるジェンダー平等教育の推進 学校に関わる人々への研修の充実 幼稚園・保育所等に関わる人々への研修の充実 SDGsへの理解・促進 女性の活躍を支える学習機会の充実
2 人権 <small>すべての人が人間らしく生きることができる社会づくり</small>	性別によるあらゆる暴力を根絶する ジェンダー平等の視点に立ち、生きづらさを抱えた人を支援する	DVに関する啓発の推進 DVに関する相談体制の充実と支援 ひとり親家庭等への支援 高齢者・障がい者への支援 経済的困難を抱える人への支援 外国人への支援 性的少数者への支援 その他生きづらさを抱えた人々への支援
3 労働 <small>いきいきと働くことができる環境づくり</small>	働く場におけるジェンダー平等を推進する 仕事と家庭の両立を推進する	働きやすい労働環境の整備 ハラスメントの防止 農林業・商工自営業における男女共同参画の推進 仕事と家事・育児・介護の両立支援の充実 ワークライフバランスの充実

なかがわ

施策大綱	基本施策	施策の概要
4 福祉・健康 自立し、安心して暮らせる環境づくり	家庭や地域における子育て・介護のジェンダー平等を推進する 生涯を通じた心身の健康づくりを支援する	子育てを地域で支える活動とサービスの充実 介護を地域で支える活動とサービスの充実 ライフステージに応じた心身の健康づくりの支援 多様性を尊重したスポーツ活動の推進
5 地域参画 ジェンダー平等を実現する地域づくり	地域活動におけるすべての人の参画を推進する 地域防災活動におけるすべての人の参画を推進する ジェンダー平等の視点でのネットワークづくりを推進する	地域活動における施策・方針決定への女性参画の推進 誰もがリーダーになれる環境の整備 地域防災活動への女性参画の促進 女性や高齢者、障がい者、性的少数者等に配慮した避難環境の整備 市民と行政の協働による事業の推進とその情報の発信
6 推進体制 男女共同参画社会の実現を推進するための体制づくり	審議会・委員会等への女性登用を推進する 推進体制の整備・強化を図る	女性の人材に関する情報の収集と提供 政策・方針決定過程への女性参画の推進 庁内の推進体制の充実 プランに関する進捗の点検・評価

第 3 章

名 論

1

施策大綱

教育・啓発

ジェンダー平等の達成に向けた意識づくり



(1) 多様な生き方を学ぶ保育・教育を推進する

- ①幼稚園・保育所等におけるジェンダー平等教育・保育の推進
- ②学校におけるジェンダー平等教育の推進
- ③学校に関わる人々への研修の充実
- ④幼稚園・保育所等に関わる人々への研修の充実

(2) ジェンダー平等に対する理解を促進し、 意識の改革を図る

- ①SDGsへの理解・促進
- ②女性の活躍を支える学習機会の充実

(1) 多様な生き方を学ぶ保育・教育を推進する

ジェンダー平等社会の実現のためには、一人ひとりが固定的役割分担意識をなくし、すべての人の人権が尊重されることが重要です。

幼稚園・保育所や小中学校において、一貫したジェンダー平等保育・教育及び啓発を推進することは大変重要であり、関係職員、保護者に対しても、こうしたジェンダー平等保育・教育のための研修や啓発を推進していく必要があります。

①幼稚園・保育所等におけるジェンダー平等教育・保育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
1	ジェンダーにとらわれない就学前教育の推進	就学前教育を人間形成の基礎段階と位置付け、ジェンダーにとらわれない視点で教育・保育を行う。	中央保育所
2	ジェンダーにとらわれない就学前教育の推進	就学前教育を人間形成の基礎段階と位置付け、ジェンダーにとらわれない視点で教育・保育を行う。	岩戸幼稚園

②学校におけるジェンダー平等教育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
3	児童・生徒の成長段階に応じた性教育の充実	人権尊重の理念に基づき、一人ひとりの個性を大切にした性教育の推進を図る。	
4	教育相談体制の充実	児童・生徒や保護者が学校に相談しやすい相談体制の充実を図る。	教育指導室
5	学校教育におけるジェンダー平等の推進	小中学校の道徳科の授業等教育活動全般において、児童・生徒へのジェンダー平等教育の推進を図る。	

③学校に関わる人々への研修の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
6	小中学校の教職員等を対象とした研修の充実	ジェンダー平等や性の多様性に関する職員の理解が深まるよう、情報提供・啓発を行い、各学校における研修等を促進する。	教育指導室
7	小中学校に通う児童・生徒の保護者への啓発の推進	保護者の男女共同参画への理解を深めるため、様々な機会を通じて情報提供・啓発を行う。	学校教育課

④幼稚園・保育所等に関わる人々への研修の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
8	幼稚園・保育所等の職員を対象とした研修の充実	ジェンダー平等や性の多様性に関する職員研修を実施する。	人権政策課
9	幼稚園・保育所等に通う就学前児の保護者への啓発の推進	保護者の男女共同参画への理解を深めるため、様々な機会を通じて情報提供・啓発を行う。	子育て支援課



(2) ジェンダー平等に対する理解を促進し、意識の改革を図る

性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を生かし、多様な生き方を選択できる社会を実現するためには、ジェンダー平等の視点に立った人権啓発の推進が必要です。

また、SDGs の目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」では、「すべての女性のエンパワーメントを図る」ことが目標として掲げられており、女性があらゆる分野において、活躍するための研修や啓発を推進していく必要があります。

①SDGsへの理解・促進

No.	事業名	事業内容	担当課
10	SDGsに関する啓発・情報の提供	SDGsに関する理解を深めるため、啓発や情報提供を行います。	
11	SDGsに関する学習機会の提供	SDGsをテーマとした講座や講演会を企画・実施するとともに、他の機関によるSDGsをテーマとした講座・講演会の情報提供を行う。	人権政策課

②女性の活躍を支える学習機会の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
12	市民を対象としたエンパワーメントに関する学習機会の提供	女性のエンパワーメントをテーマとした講座を企画・実施する。	社会教育課
13	市民を対象としたエンパワーメントに関する学習機会の提供と情報提供	女性のエンパワーメントをテーマとした講座や講演会の企画・実施を行うとともに、他の機関による女性のエンパワーメントをテーマとした講座・講演会の情報提供を行う。	人権政策課

2

施策大綱

人 権

すべての人が人間らしく生きることのできる社会づくり



(1) 性別によるあらゆる暴力を根絶する

- ①DVに関する啓発の推進
- ②DVに関する相談体制の充実と支援

(2) ジェンダー平等の視点に立ち、 生きづらさを抱えた人を支援する

- ①ひとり親家庭等への支援
- ②高齢者・障がい者への支援
- ③経済的困難を抱える人への支援
- ④外国人への支援
- ⑤性的少数者への支援
- ⑥その他生きづらさを抱えた人々への支援

(1) 性別によるあらゆる暴力を根絶する

配偶者やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメントなどの暴力被害は、女性が受ける場合が多く、女性の人権を著しく損なう重大な問題です。

女性をはじめとするすべての人の人権が尊重され、人権侵害のない社会を形成するため、あらゆる暴力を防止し、被害を訴えやすい社会環境づくりや暴力を許さない意識づくりが必要です。

①DVに関する啓発の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
14	DVに関する市民への正しい理解の普及・促進	講座や広報紙、チラシ、ホームページ等により、「いかなる暴力も許されない重大な人権侵害である」という認識を普及・促進を図る。	
15	若年層に対する啓発の推進	身边に起こる可能性のある性暴力やデートDVを防止するため、学校と連携し、デートDVに関する啓発事業の充実を図る。	人権政策課
16	DV相談窓口の周知	広報紙やホームページをはじめ、様々な手段を活用して相談窓口の周知を図る。	

②DVに関する相談体制の充実と支援

No.	事業名	事業内容	担当課
17	DV等相談窓口の整備・充実	DV等の相談に対応する相談員及び職員の資質向上に努めるとともに、ちくし女性ホットラインの更なる活用を推進する。	人権政策課
18	庁内関係課との連携強化	被害者への支援を円滑に行うため、庁内連携の維持・強化に努めるとともに、関係各課で作成している対応マニュアル等の情報共有等も隨時行う。	
19	関係機関との連携強化	配偶者暴力相談支援センターや警察署等の関係機関と連携し、被害者の保護・支援体制の維持・強化に努める。	

(2) ジェンダー平等の視点に立ち、生きづらさを抱えた人を支援する

ひとり親家庭の親及び生活困窮者の経済的自立等の支援や、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者等に対する差別がなく、誰もが安心して暮らせる環境を整える等の取り組みを進めます。

①ひとり親家庭等への支援

No.	事業名	事業内容	担当課
20	ひとり親家庭の生活の自立に対する支援	就業や子どもの養育等に関する経済的な自立を支援するための事業を行うとともに、各種制度の周知や、生活、子どもの養育等に関する相談体制の充実を図る。	こども応援課



②高齢者・障がい者への支援

No.	事業名	事業内容	担当課
21	高齢者の生活の自立に対する支援の充実	関係機関と連携し、高齢者の就労に関する支援を行うとともに、地域で安心して暮らせるよう、生活支援の充実や相談体制の充実を図る。	高齢者支援課
22	高齢者の権利擁護に対する支援	成年後見制度等の情報を提供し、利用促進を図る。	
23	障がいのある人の権利擁護に対する支援	成年後見制度等の情報を提供し、利用促進を図る。	
24	障がいのある人の生活の自立に対する支援の充実	障がい福祉サービスの適切な支給により、障がいのある人への就労に関する支援を行うとともに、自立した生活を送ることができるように、生活支援の充実や相談体制の充実を図る。	障がい者支援課

施策大綱② 人 権

③経済的困難を抱える人への支援

No.	事業名	事業内容	担当課
25	生活に困窮する人の 生活を支え、自立に向けた 支援の充実	関係機関と連携して生活支援に 取り組み、各種制度の周知を 図るとともに、生活や就業等に 関する相談体制の充実を図る。	生活福祉課

④外国人への支援

No.	事業名	事業内容	担当課
26	外国人の生活の 自立に対する支援	外国人が地域で孤立しないよう、 庁内各課と連携し、多言語対応 している様々な行政サービスの 周知を図る。	人権政策課

⑤性的少数者への支援

No.	事業名	事業内容	担当課
27	性的少数者の 正しい理解を深めるための 啓発の推進	性的指向や性自認等に関する 正しい理解を深めるための講演 会や講座の企画・実施すると ともに、他の機関による講座・ 講演会の情報提供を行う。	人権政策課

⑥その他生きづらさを抱えた人々への支援

No.	事業名	事業内容	担当課
28	子どもの権利擁護に 対する支援	子どもを権利の侵害から救済 するため、子ども及びその関係 者が相談できることも総合相談 窓口の周知を行う。	こども 応援課
29	相談体制の充実	部落差別をはじめとする あらゆる差別を要因として、 生きづらさを抱える人への支援 を行うため、関係課と連携を とりながら、人権センターに おける相談体制の充実を図る。	人権政策課

3

施策大綱

労 働

いきいきと働くことができる環境づくり



(1) 働く場におけるジェンダー平等を推進する

- ①働きやすい労働環境の整備
- ②ハラスメントの防止
- ③農林業・商工自営業における男女共同参画の推進

(2) 仕事と家庭の両立を推進する

- ①仕事と家事・育児・介護の両立支援の充実
- ②ワークライフバランスの充実

(1) 働く場におけるジェンダー平等を推進する

女性の能力が十分に発揮できる労働環境の実現のためには、女性労働の実態を把握するとともに、雇用主である事業所、事業主への啓発が欠かせません。

そのため、法制度等の周知や女性の能力開発、女性の就業及び再就職のための支援を行います。

農林業、商工自営業の分野においても、政策・方針決定をはじめあらゆる場における女性参画を推進するため、商工会や事業所等と連携した情報提供や研修会に関する支援、広報等による啓発を推進していきます。

①働きやすい労働環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
30	女性の就労や起業等に関する支援	女性のスキルアップや就業を目的とした講座を開催するとともに、市広報紙や市ホームページ等を活用して、女性の就労支援に関する情報提供を行う。	人権政策課
31	事業所に対するジェンダー平等の推進状況の調査実施	指名（一般）競争入札参加資格審査申請書を提出する事業所に対して、人権政策課と連携し調査票の配布及び回収を行い、事業所における男女共同参画に関する実態の把握及び推進を図る。	行政経営課
32	事業所に対する雇用におけるジェンダー平等の推進	男女雇用機会均等法等の法律や職場における男女間の格差を是正する各種制度等の周知と啓発について、商工会や市内事業所等と連携して行う。	産業課

②ハラスメントの防止

No.	事業名	事業内容	担当課
33	市職員を対象とした研修及び相談体制の充実	ハラスメントがなく安心して職員が働ける職場環境をつくるため、職員を対象とした研修の企画・実施を行うとともに相談体制の充実周知を図る。	人事秘書課
34	学校における教職員等を対象とした研修の充実	ハラスメントがなく安心して職員が働ける職場環境をつくるため、教職員等を対象とした研修を企画・実施する。	教育総務課
35	市民・事業所等におけるハラスメント防止に関する啓発	広報紙やホームページ等を活用し、ハラスメント防止に関する啓発を行う。	人権政策課

③農林業・商工自営業における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
36	農業における家族経営協定の推進	農業経営への女性の参画推進や女性就農者の経済的な地位及び就労慣行の向上のため、家族経営協定制度の周知促進を図る。	産業課
37	商工自営業者を対象としたジェンダー平等に関する研修機会の充実	商工会主催の研修会等、様々な機会を捉えて研修機会の創出を図るとともに、ジェンダー平等に関する情報提供や啓発を行う。	



(2) 仕事と家庭の両立を推進する

あらゆる人が職業を持ち、充実した家庭生活を送るために、仕事と家庭生活の両立が不可欠です。男性が仕事中心の生活から「職場、家庭、地域のバランスの取れた生活」へ転換できるよう、男性の家事・育児等への参画を促す講座の開催等による支援を行っていきます。

①仕事と家事・育児・介護の両立支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
38	育児休業や介護休業制度の普及啓発	仕事と家事・育児・介護を両立しながら働き続けることができるよう、企業・事業所等を対象にした啓発や育児休業や介護休業制度に関する各種情報の提供を行い、普及・促進を図る。	人権政策課
39	保育サービスの充実	多様な就労形態に合わせた保育サービスを提供するため、保育施設や多様な保育サービスの充実を図る。	子育て支援課
40	介護サービスの充実	介護が必要になってもその人らしい暮らしを送ることができるよう、介護に関する各種サービスの充実を図る。	高齢者支援課

②ワークライフバランスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
41	男性の家事・育児等への参画を促す講座の充実	「プレママ・プレパパ講座」等、父母と一緒に参加できる子育て講座で、家庭における家事の分担等について学ぶ機会を提供する。	こども応援課
42	男性の家事・育児等への参画を促す講座の充実	女性のエンパワーメントをテーマとした講座を企画・実施するとともに、他の機関による講座・講演会の情報提供を行う。	人権政策課

4

施策大綱 福祉・健康

自立し、安心して暮らせる環境づくり



(1) 家庭や地域における子育て・介護の ジェンダー平等を推進する

- ①子育てを地域で支える活動とサービスの充実
- ②介護を地域で支える活動とサービスの充実

(2) 生涯を通じた心身の健康づくりを支援する

- ①ライフステージに応じた心身の健康づくりの支援
- ②多様性を尊重したスポーツ活動の推進

(1) 家庭や地域における子育て・介護のジェンダー平等を推進する

今日、女性の社会進出に対する意識の変化や、経済情勢の変化などから共働き世帯が年々増加傾向にあります。一方で、家庭生活において、子育て・介護が固定的役割分担意識を背景として女性に課せられている傾向があります。

少子高齢化社会が進行する中で、子育て・介護の場におけるジェンダー平等を推進するためには、家庭や地域で支え合う取り組みが必要です。

①子育てを地域で支える活動とサービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
43	地域における子育て支援拠点の充実	子育てを通じた地域コミュニティの拡充を図るため、区公民館等で実施している子育てサロンの活動や子育てサークルの活動に対する支援を行う。	
44	妊娠・子育てに関する相談体制の充実	妊娠から出産・子育てまで切れ目のない子育て支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点を中心に、ふれあいこども館や市保健センター等とも連携し、妊娠婦や妊産婦と関わりのある人を支える相談体制の充実を図る。	こども応援課

②介護を地域で支える活動とサービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
45	高齢者を地域で支え合う活動に対する支援の拡充	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、生活支援コーディネーターによる地域活動の支援や地域包括支援センターとの連携による相談体制等の拡充を図る。	高齢者支援課

(2) 生涯を通じた心身の健康づくりを支援する

女性は、妊娠や出産をはじめ、生涯を通じて女性特有の健康上の問題に直面します。こうした女性の健康については、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を守ることが必要です。そのため、健康の保持増進や妊娠・出産に関する健康支援、性差に応じた健康支援を推進します。

また、生涯を通じて誰もが安心してスポーツを行うことができるよう、多様性を尊重したスポーツ活動を推進します。

①ライフステージに応じた心身の健康づくりの支援

No.	事業名	事業内容	担当課
46	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発	性と生殖、健康に関して、自ら判断、決定することを尊重し合うという女性における重要な人権の一つであるリプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念の浸透を図るため、様々な情報提供を行う。	健康課
47	健康づくり事業の充実	市民の健康づくりに対する意識の向上を図るため、健診事業や保健指導といった様々な保健事業の啓発・促進を図る。	

②多様性を尊重したスポーツ活動の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
48	ジェンダー平等の視点に立ったスポーツ団体指導者の育成	誰もが安心してスポーツを行うことができるよう、ジェンダー平等の視点に立った指導者を育成するための研修を行う。	
49	スポーツ団体等における女性役員等の登用促進	すべての人の視点に立ったスポーツ活動の推進を図るため、スポーツ団体等における女性役員等の登用促進を図る。	社会教育課
50	性別にかかわらず誰もが参加しやすいスポーツ事業の充実	性別にかかわらず誰もが参加しやすい各種スポーツ事業を開催する。	

5

施策大綱 地域参画

ジェンダー平等を実現する地域づくり



- (1) 地域活動におけるすべての人の参画を推進する**
 - ①地域活動における施策・方針決定への女性参画の推進
 - ②誰もがリーダーになれる環境の整備
- (2) 地域防災活動におけるすべての人の参画を推進する**
 - ①地域防災活動への女性参画の促進
 - ②女性や高齢者、障がい者、性的少数者等に配慮した避難環境の整備
- (3) ジェンダー平等の視点でのネットワークづくりを推進する**
 - ①市民と行政の協働による事業の推進とその情報の発信

(1) 地域活動におけるすべての人の参画を推進する

社会制度や慣習によって形成され、温存されてきた固定的性別役割分担意識を変えていく必要があります。

①地域活動における施策・方針決定への女性参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
51	自治会活動における女性役員の登用の促進	幅広い市民の地域参画を促し、活力ある地域コミュニティを構築するため、自治会における女性役員の登用について地域への働きかけを行う。	人権政策課
52	地域における女性の積極的登用に向けての啓発	自治会等における女性の役員登用の推進が図られるよう、女性が地域で活躍する地域活動の事例を紹介する等の啓発を行う。	

②誰もがリーダーになれる環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
53	地域におけるジェンダー平等の普及と啓発	ジェンダー平等を推進する団体との連携協力を図るとともに、男女共同参画に関する各種情報や研修機会等の提供を行う等、団体への支援を行う。	人権政策課

(2) 地域防災活動におけるすべての人の参画を推進する

地域防災活動や防犯・防災の分野への女性の参画を促進し、ジェンダー平等の視点に立った地域防災力の向上を図ります。

また、女性、高齢者、障がい者、性的少数者、外国人、子ども等、すべての人々に配慮した災害時の救助、支援対応、避難環境の整備を行います。

①地域防災活動への女性参画の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
54	防災施策への ジェンダー平等の視点の導入	地域防災計画にジェンダー平等の視点が反映されるよう、防災会議等の女性の割合を拡大させるための働きかけをする。	安全安心課
55	自主防災組織への 女性参画の促進	ジェンダー平等の視点に立った防災力の向上を図るため、自主防災組織への女性の参画を進める。	
56	災害時における ジェンダー平等の普及・啓発	女性被災者への避難所における配慮の必要性等、災害時におけるジェンダー平等の視点の重要性等に関する啓発や情報提供を行う。	人権政策課

②女性や高齢者、障がい者、性的少数者等に配慮した 避難環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
57	地域防災計画をはじめとする 市の各種計画・マニュアル等 の整備	災害時における女性や高齢者、障がいのある人や性的少数者等へ配慮した避難環境を提供するため、市の各種計画やマニュアル等について、必要に応じて改定を行う。	安全安心課

(3) ジェンダー平等の視点でのネットワークづくりを推進する

ジェンダー平等を推進する団体とNPO団体・ボランティア団体等とのネットワーク形成の支援を行い、交流や情報発信、団体間の連携を進めます。

①市民と行政の協働による事業の推進とその情報の発信

No.	事業名	事業内容	担当課
58	ジェンダー平等を推進する団体等への支援	ジェンダー平等をテーマとした講座や講演会を企画・実施とともに、他の機関によるSDGsをテーマとした講座・講演会の情報提供を行う。	人権政策課

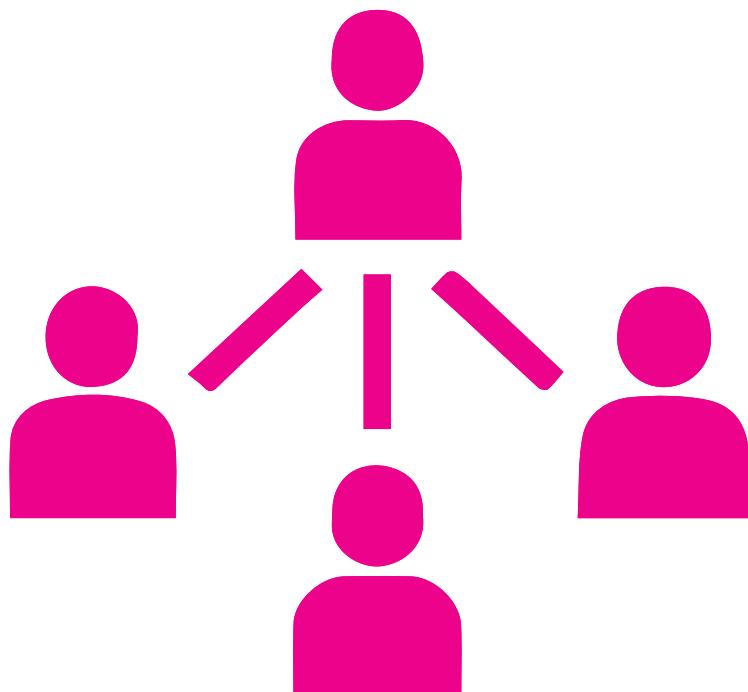


6

施策大綱

推進体制

男女共同参画社会の実現を推進するための体制づくり



(1) 審議会・委員会等への女性登用を推進する

- ①女性の人材に関する情報の収集と提供
- ②政策・方針決定過程への女性参画の推進

(2) 推進体制の整備・強化を図る

- ①庁内の推進体制の充実
- ②プランに関する進捗の点検・評価

(1) 審議会・委員会等への女性登用を推進する

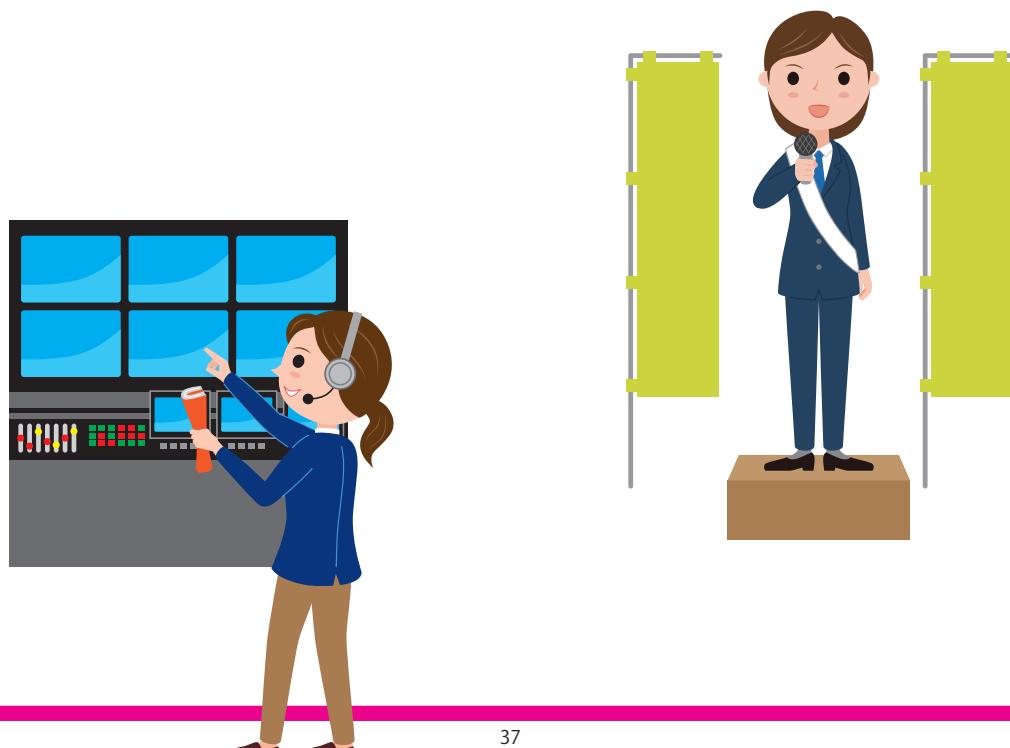
男女共同参画社会を実現するためには、女性が社会の様々な分野に進出、参加するだけでなく、その意思決定の場に参画することが必要です。女性の積極的な登用に向けて、女性の人材確保および活用の推進を図ります。

①女性の人材に関する情報の収集と提供

No.	事業名	事業内容	担当課
59	女性人材リストの充実・活用	女性人材リストの人材確保を進めるとともに、市の審議会等委員をはじめ、様々な団体等の委員として人材活用を図る。	人権政策課

②政策・方針決定過程への女性参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
60	附属機関等における女性登用の促進	女性人材リストの人材確保を進めるとともに、市の審議会等委員をはじめ、様々な団体等の委員として人材活用を図る。	人権政策課



(2) 推進体制の整備・強化を図る

本計画を効果的に推進していくためには、進捗管理を適正に行っていく必要があります。そのために、庁内の推進体制の充実と、取り組み内容の点検と評価を行うことにより、計画の推進を図ります。

①庁内の推進体制の充実

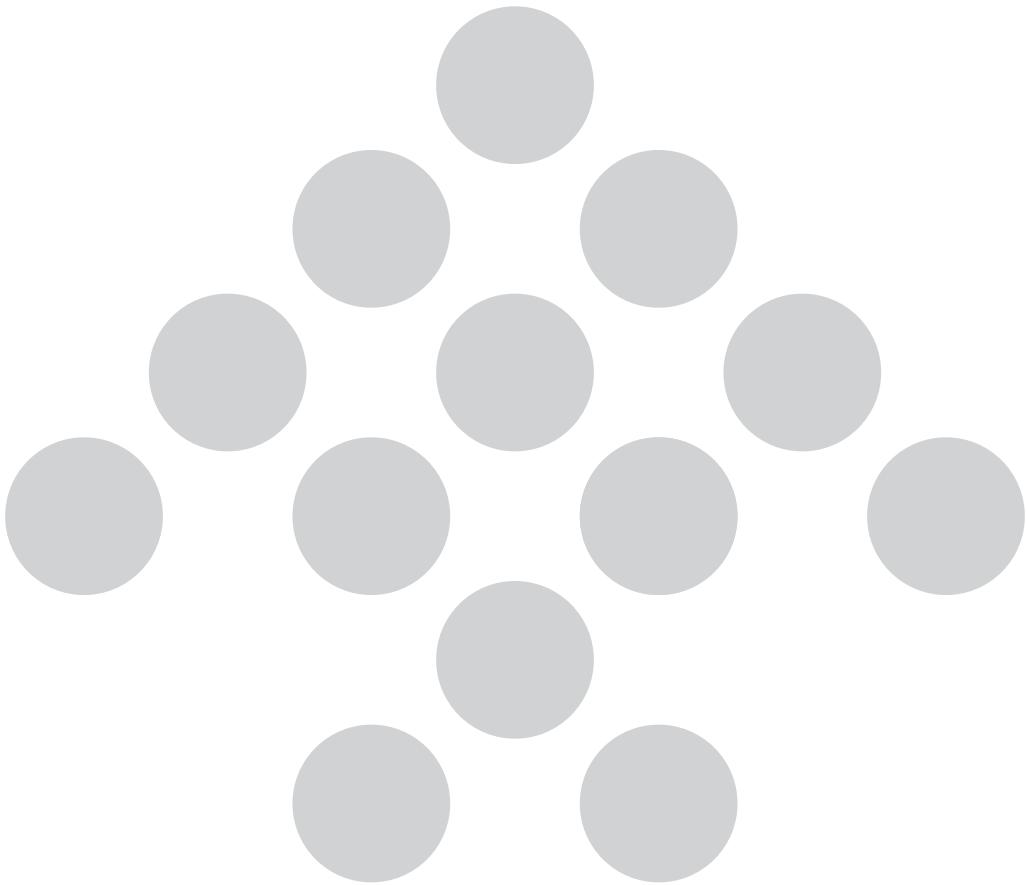
No.	事業名	事業内容	担当課
61	女性職員の登用と職域拡大	女性職員が活躍できる環境整備のため、管理職や監督職への女性職員の登用を図るとともに、女性職員の適性が発揮できる職域を拡充する等、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を推進する。	人事秘書課
62	職員の育児等の両立支援	職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、職員が育児等に必要な休暇を取得しやすい職場環境を整備する等、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画を推進する。	
63	職員研修	男女共同参画に関する職員の理解を深めるため、ジェンダー平等等に関する職員研修を行うとともに、必要に応じて男女共同参画の市の施策に関する情報提供を行う。	人権政策課

②プランに関する進捗の点検・評価

No.	事業名	事業内容	担当課
64	男女共同参画審議会への報告及び点検・評価	男女共同参画プランの進捗状況を審議会へ報告するとともに、進捗状況報告を客観的に評価し、事業改善に活用する。	人権政策課

第3章

成果指標



計画の推進状況を測るため、
13の成果指標を設定しています。
目標値を定め、各施策の成果を把握しながら、
計画の着実な推進を目指します。

成果指標

成果指標一覧

No.	活動指標・成果指標	施策の体系				事業名
		施策大綱	基本施策	施策の概要	事業番号	
1	男女共同参画講演会・講座のアンケートにおける理解度 (%)	1	1	3	6	小中学校の教職員等を対象とした研修の充実
2	女性のエンパワーメントに関する講座等を開催した回数（累計）	1	2	2	13	市民を対象としたエンパワーメントに関する学習機会の提供と情報提供
3	D V等相談窓口カードの設置数（累計）	2	1	1	16	D V相談窓口の周知
4	性の多様性に関する講座等を開催した回数（累計）	2	2	5	27	性的少数者の正しい理解を深めるための啓発の推進
5	教職員を対象としたハラスメントに関する研修の回数（回/年）	3	1	2	34	学校における教職員等を対象とした研修の充実
6	男性の家事・育児等への参加を促す講座等を開催した回数（回/年）	3	2	2	41	男性の家事・育児等への参画を促す講座の充実
7	認知症カフェの箇所数（箇所）	4	1	2	45	高齢者を地域で支え合う活動に対する支援の拡充
8	ジェンダー平等の視点に立った指導者向け研修会を開催した回数（回/年）	4	2	2	48	ジェンダー平等の視点に立ったスポーツ団体指導者の育成
9	地域で活躍する女性の活動事例を市広報紙等を通じて紹介した回数（累計）	5	1	1	52	地域における女性の積極的登用に向けての啓発
10	防災士養成講座により養成された女性防災士の割合 (%)	5	2	1	54	防災施策へのジェンダー平等の視点の導入
11	ジェンダー平等を推進する団体との協働した事業の回数（累計）	5	3	1	58	ジェンダー平等を推進する団体等への支援
12	附属機関等における女性登用率 (%)	6	1	2	60	附属機関等における女性登用の促進
13	管理職・監督職における女性職員の割合 (%)	6	2	1	61	女性職員の登用と職域拡大

担当課	基準値	目標値	実績					
	2022年度	2027年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	
教育指導室	93%	98%						
人権政策課	—	5回 (累計)						
人権政策課	—	800箇所 (累計)						
人権政策課	—	5回 (累計)						
教育総務課	0回	1回						
こども応援課	6回	12回						
高齢者支援課	3箇所	8箇所						
社会教育課	1回	2回						
人権政策課	—	5回 (累計)						
安全安心課	32%	40%						
人権政策課	—	25回 (累計)						
人権政策課	35%	40%						
人事秘書課	22%	30%						

第 4 章

市民意識調查

第4章 市民意識調査

1. 意識調査の概要

【調査目的】 「那珂川市男女共同参画プラン」の策定に際し、那珂川市民の男女平等に関する意識と実態を統計的に把握し、今後の男女共同参画社会の実現を目指した行政施策の基礎資料とする目的で実施した。

【調査地域】 福岡県那珂川市

【調査対象】 市内に居住する18歳以上の男女

【調査対象者数】 1,500サンプル(有効回収484サンプル、有効回収率32.3%)

【抽出方法】 住民基本台帳による無作為抽出法

【調査方法】 郵送法

【調査時期】 2021年7月

【調査主体】 那珂川市市民生活部人権政策課人権同和政策・男女共同参画担当

【集計・分析機関】 (株)サーベイリサーチセンター

- 【設問】**
- 1 平等意識
 - 2 結婚・家庭
 - 3 子育て・教育
 - 4 職業や仕事
 - 5 社会参加
 - 6 介護
 - 7 暴力などの人権侵害
 - 8 男女共同参画社会の実現

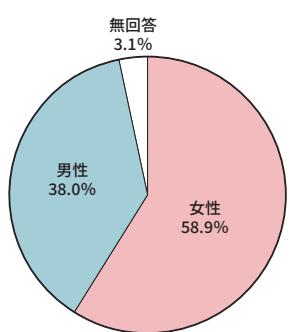
2. 意識調査の結果



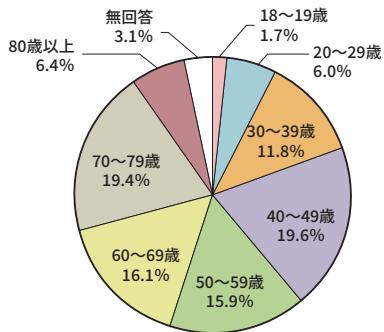
答者のプロフィール (全484人)

※「同居している一番下の子どもの年齢」のみ、世帯状況にて「子どもと夫婦の世帯」「子どもとひとり親の世帯」「三世代以上の世帯」「その他」の回答者のみの回答

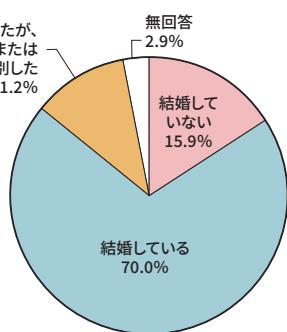
【性別】



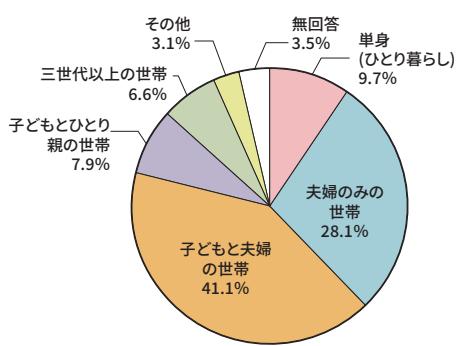
【年齢】



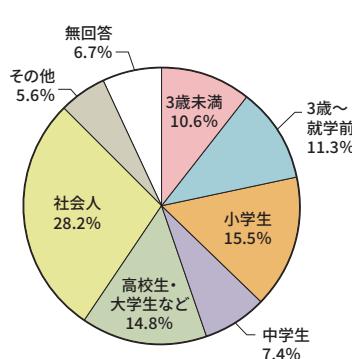
【婚姻状況】



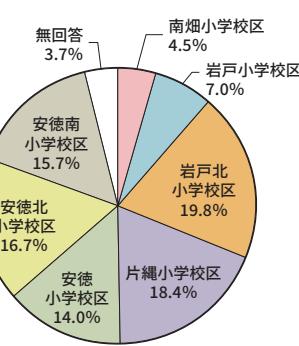
【世帯状況】



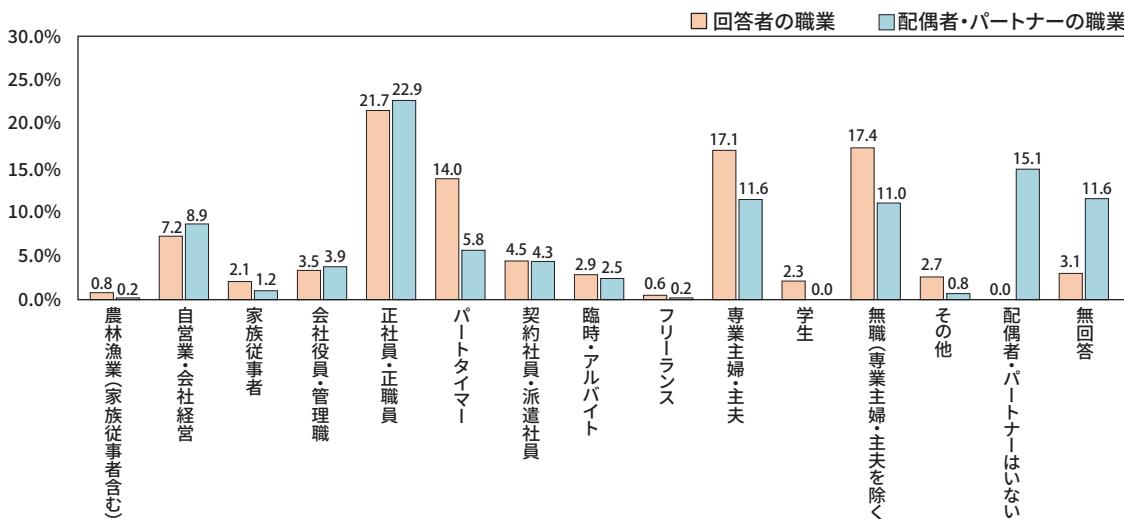
【同居している一番下の子どもの年齢】



【小学校区】



【職業】



第4章 市民意識調査

2. 意識調査の結果

平

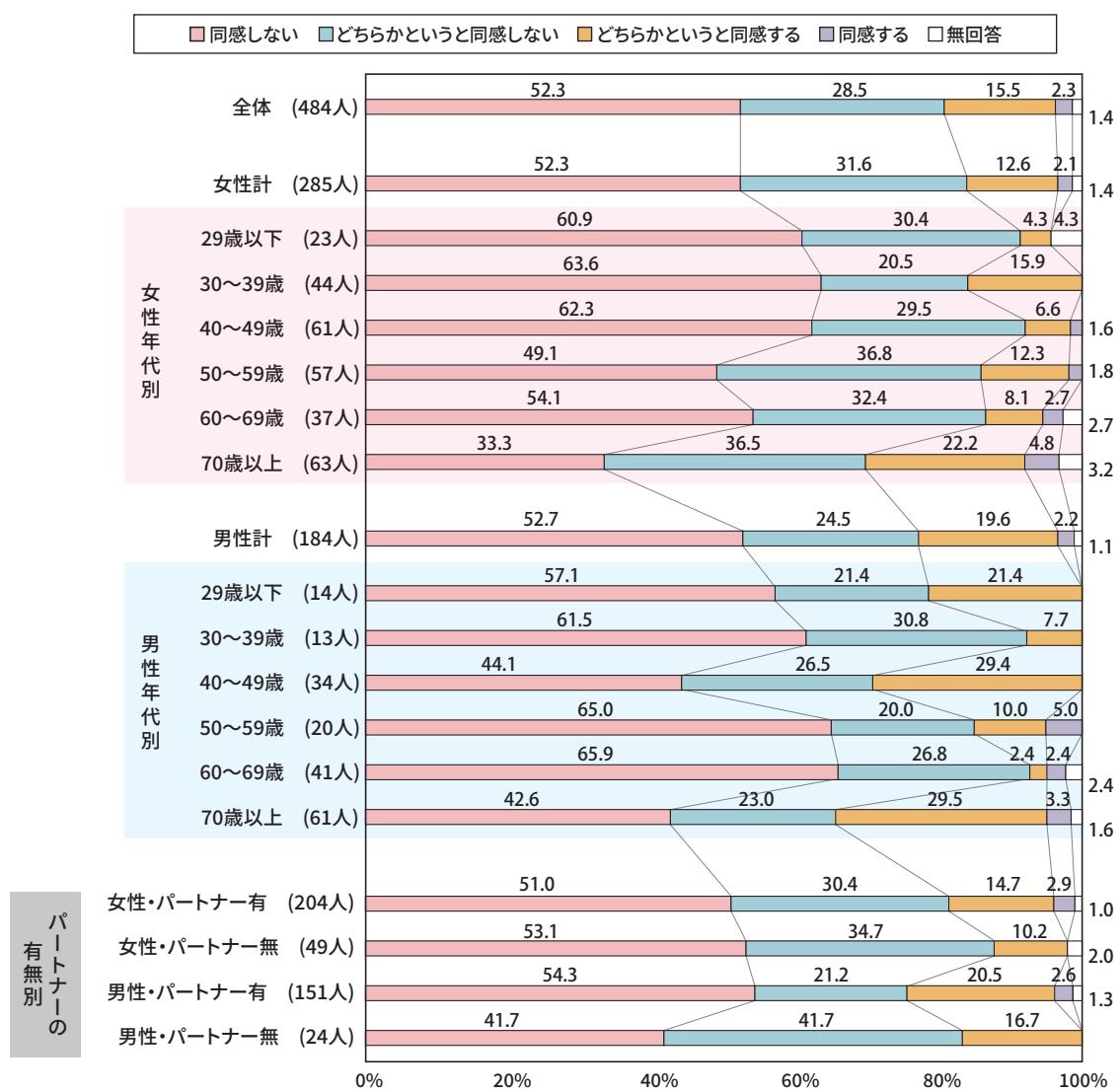
等意識

■「男は仕事、女は家庭」という考え方について

- 『反対派』(=「同感しない」+「どちらかというと同感しない」)の割合が全体の約8割を占めており、『賛成派』(=「同感する」+「どちらかというと同感する」)の2割弱を大きく上回っている。
- 70歳以上の男女は、他の年代に比べて『賛成派』の割合が高い傾向にある。



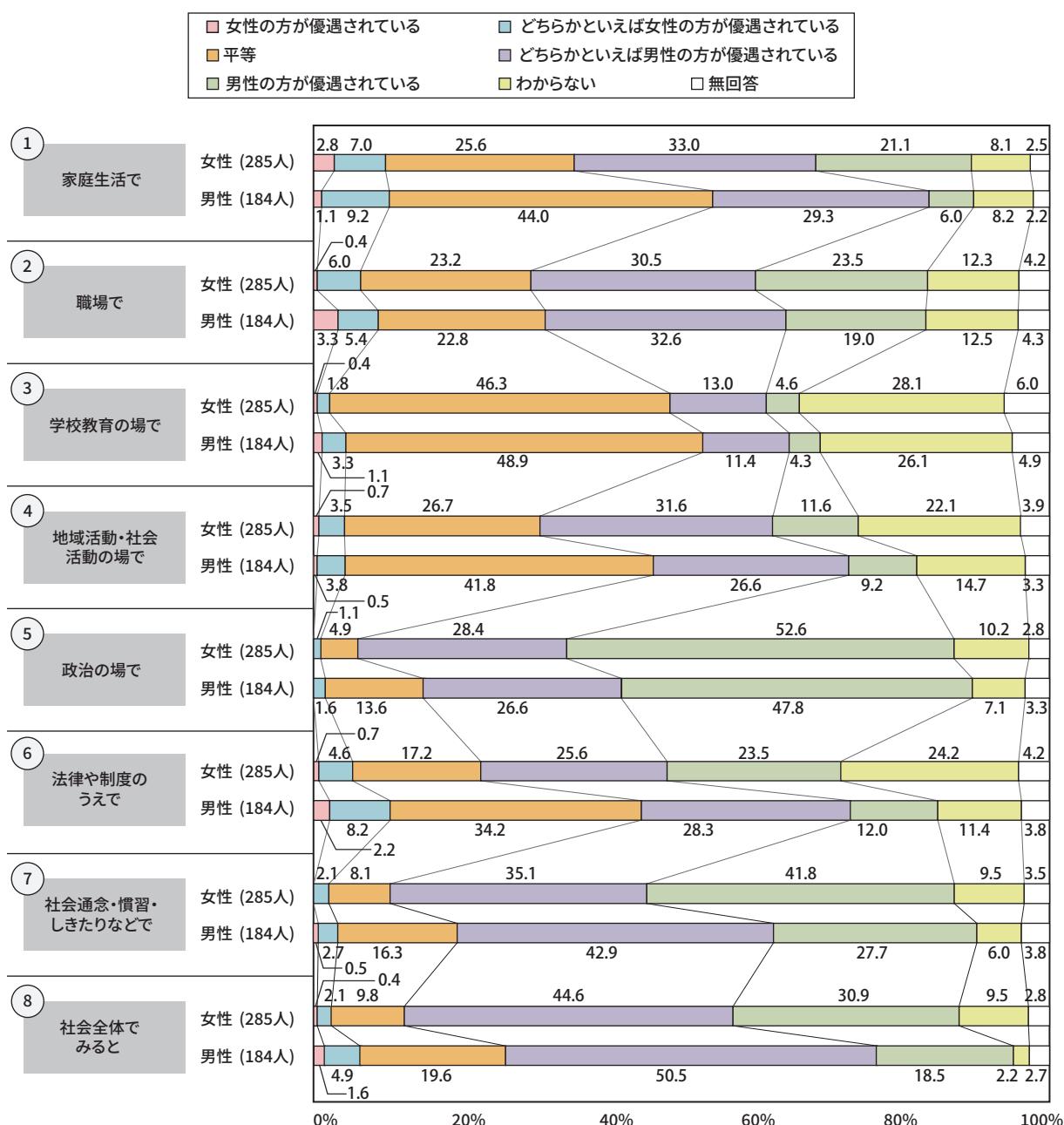
「男は仕事、女は家庭」という考え方について



■社会生活における男女の平等意識

- <⑤政治の場で>や<⑦社会通念・慣習・しきたりなどで><⑧社会全体でみると>は、『男性優遇派』（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性が優遇されている」）の割合が約7割と高くなっている、特に男女の不平等感が強い。
- <②職場で>を除く場において、「平等」と考える人の割合は、女性よりも男性の方が高い。

社会生活における男女の平等意識



第4章 市民意識調査

2. 意識調査の結果

結

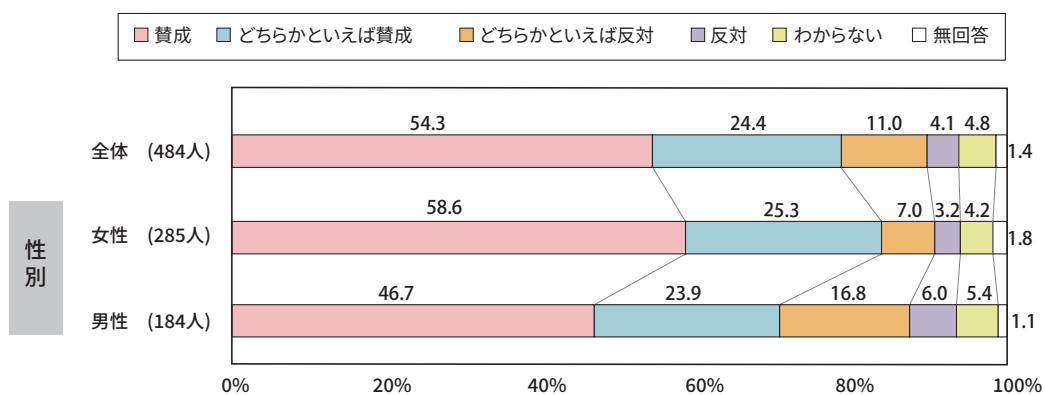
婚・家庭

■結婚・離婚についての考え方

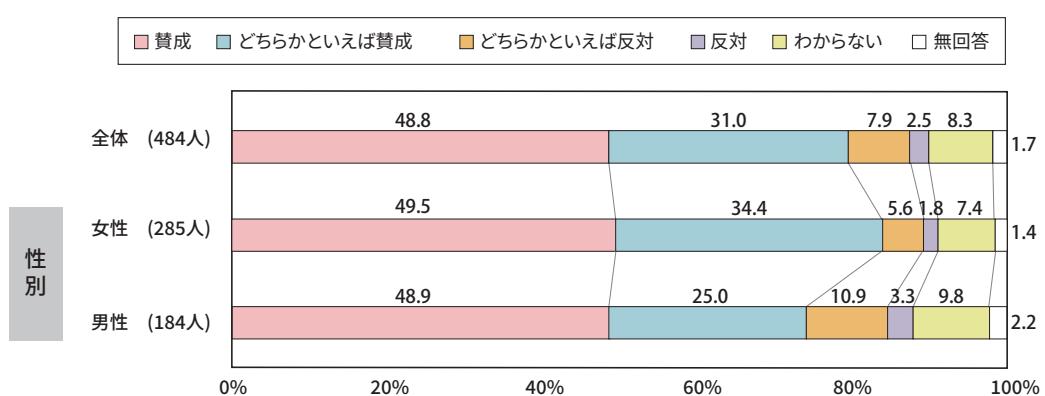
- <①結婚は個人の自由なので、結婚してもしなくともどちらでもよい>という意見に対して、『賛成派』(=「賛成」+「どちらかといえば賛成」)は全体で8割弱を占めており、性別にみると、女性の方が男性に比べて13.3ポイント高くなっている。
- <②結婚生活がうまくいかなければ、離婚してもよい>という意見に対して、『賛成派』は全体で約8割を占めており、性別にみると、女性の方が男性に比べてやや高くなっている。



①結婚は個人の自由なので、結婚してもしなくともどちらでもよい



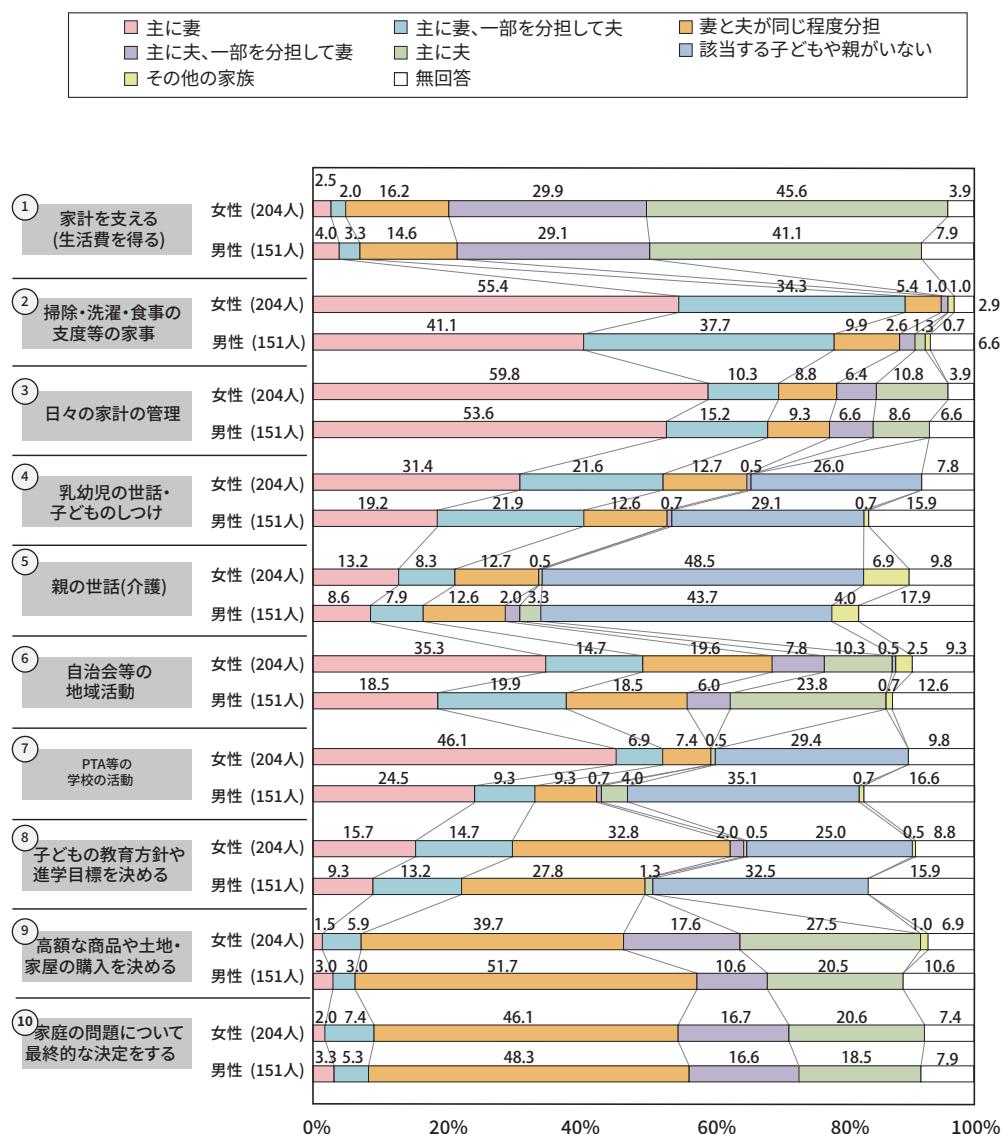
②結婚生活がうまくいかなければ、離婚してもよい



■家庭内における役割分担

- 主に妻が分担している比率が高い項目は、〈②掃除・洗濯・食事の支度などの家事〉〈③日々の家計の管理〉などの家事関係となっている。
- 主に夫が分担している比率が高い項目は、〈①家計を支える（生活費を得る）〉などである。
- 〈⑨高額な商品や土地・家屋の購入を決める〉〈⑩家庭の問題について最終的な決定をする〉は、「妻と夫が同じ程度分担」の割合が4～5割前後と高くなっている。

家庭内における役割分担の状況



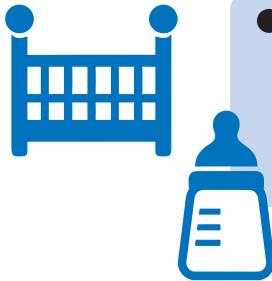
第4章 市民意識調査

2. 意識調査の結果

子

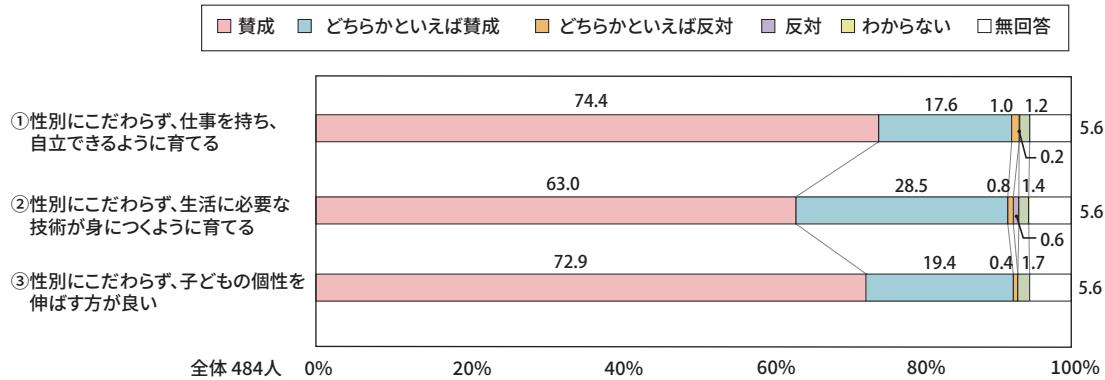
育て・教育

■子どもの教育やしつけについての考え方



- 〈①性別にこだわらず、仕事を持ち、自立できるように育てる〉
- 〈②性別にこだわらず、生活に必要な技術が身につくように育てる〉
- 〈③性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばす方がよい〉のいずれの意見についても、『賛成派』（＝「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）が9割を超えている。

子どもの教育やしつけについての考え方



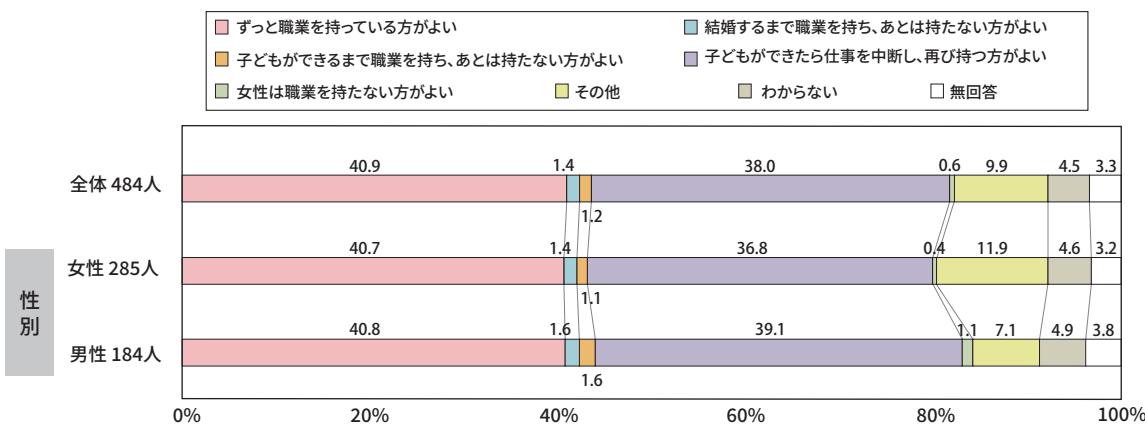
職

業や仕事

■「女性が職業を持つこと」について望ましい形

- 男女ともに「ずっと職業を持っている方がよい」「子どもができたら仕事を中断し、再び持つ方がよい」の割合が高く、ずっと職業を持っている、または再就職をする方が望ましいと考える傾向にある。

「女性が職業を持つこと」について望ましい形



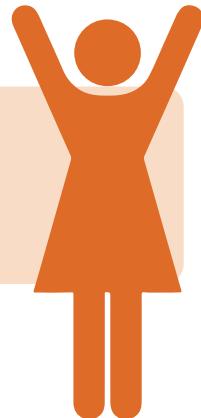
2. 意識調査の結果

社

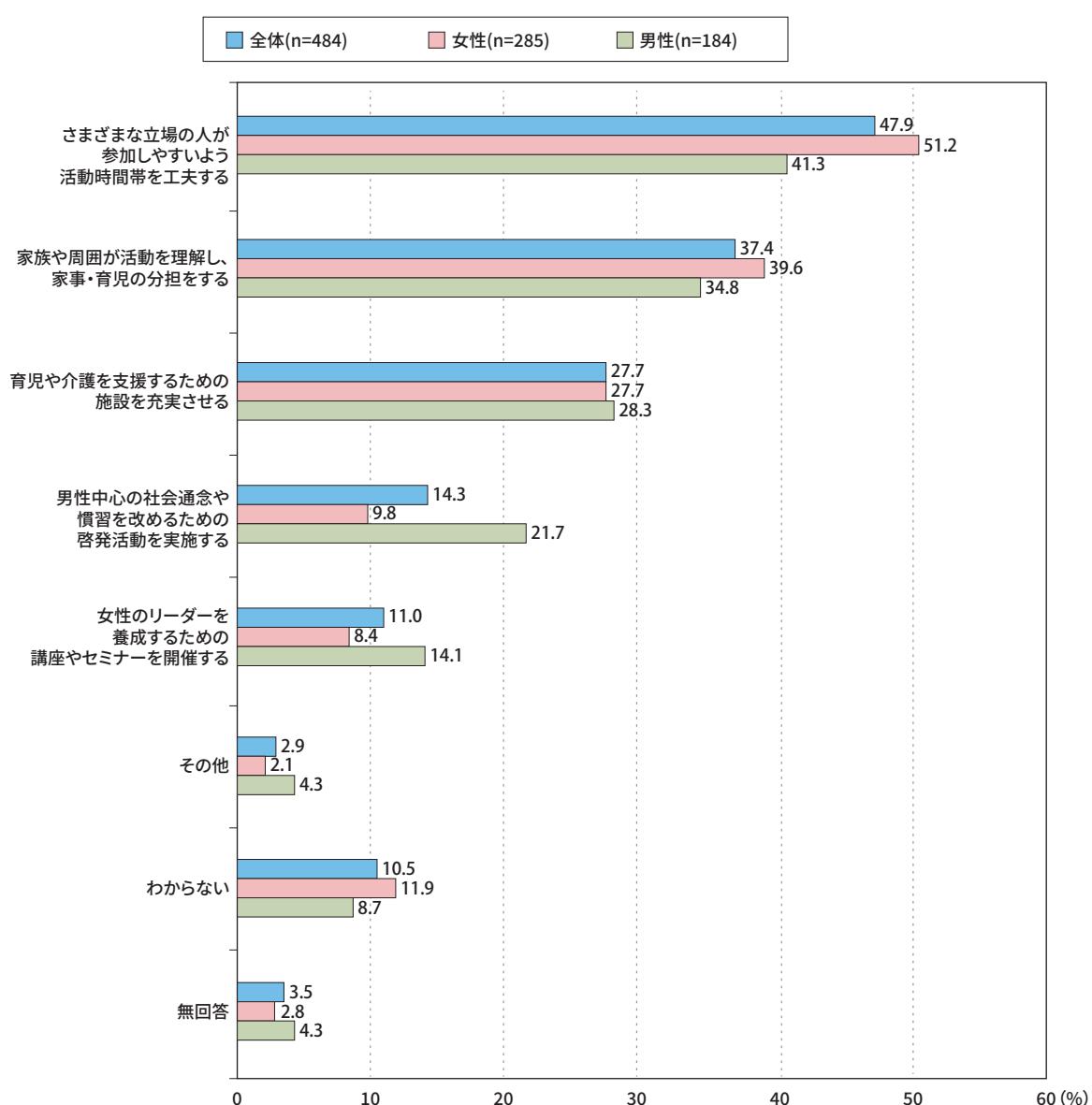
会参加

■地域活動への女性の「参画」のために必要なこと

- 男女ともに「さまざまな立場の人が参加しやすいよう、活動時間帯を工夫する」という意見が最も多い。
- 次いで「家族や周囲が活動を理解し、家事・育児の分担をする」、「育児や介護を支援するための施設を充実させる」となっている。



地域活動への女性の「参画」のために必要なこと



第4章 市民意識調査

2. 意識調査の結果

介

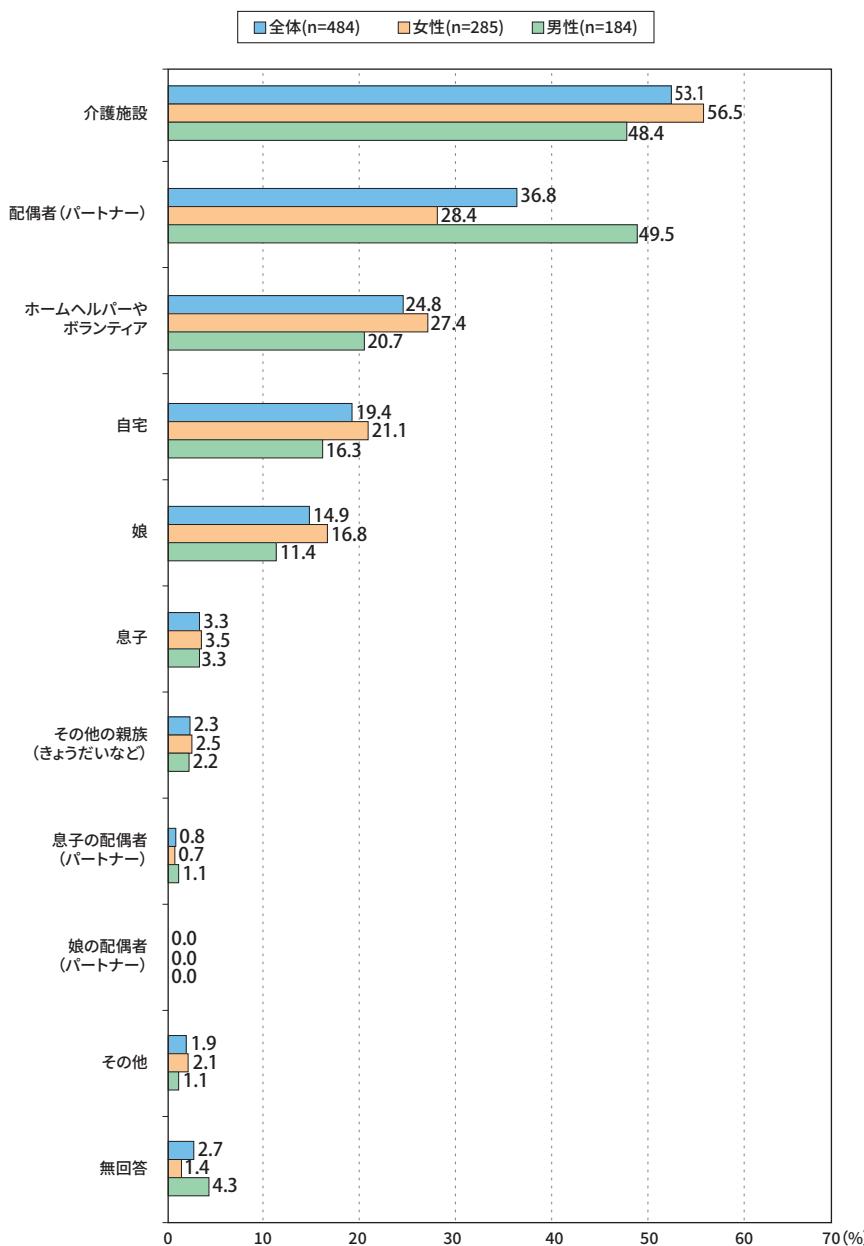
護

■自身に介護が必要になった場合、希望する介護の形

- 女性は、「介護施設」を希望する人が最も多い。
- 男性は、「配偶者（パートナー）」を希望する人が最も多く、女性に比べて 21.1 ポイント割合が高い。



自身に介護が必要になった場合、希望する介護の形



2. 意識調査の結果

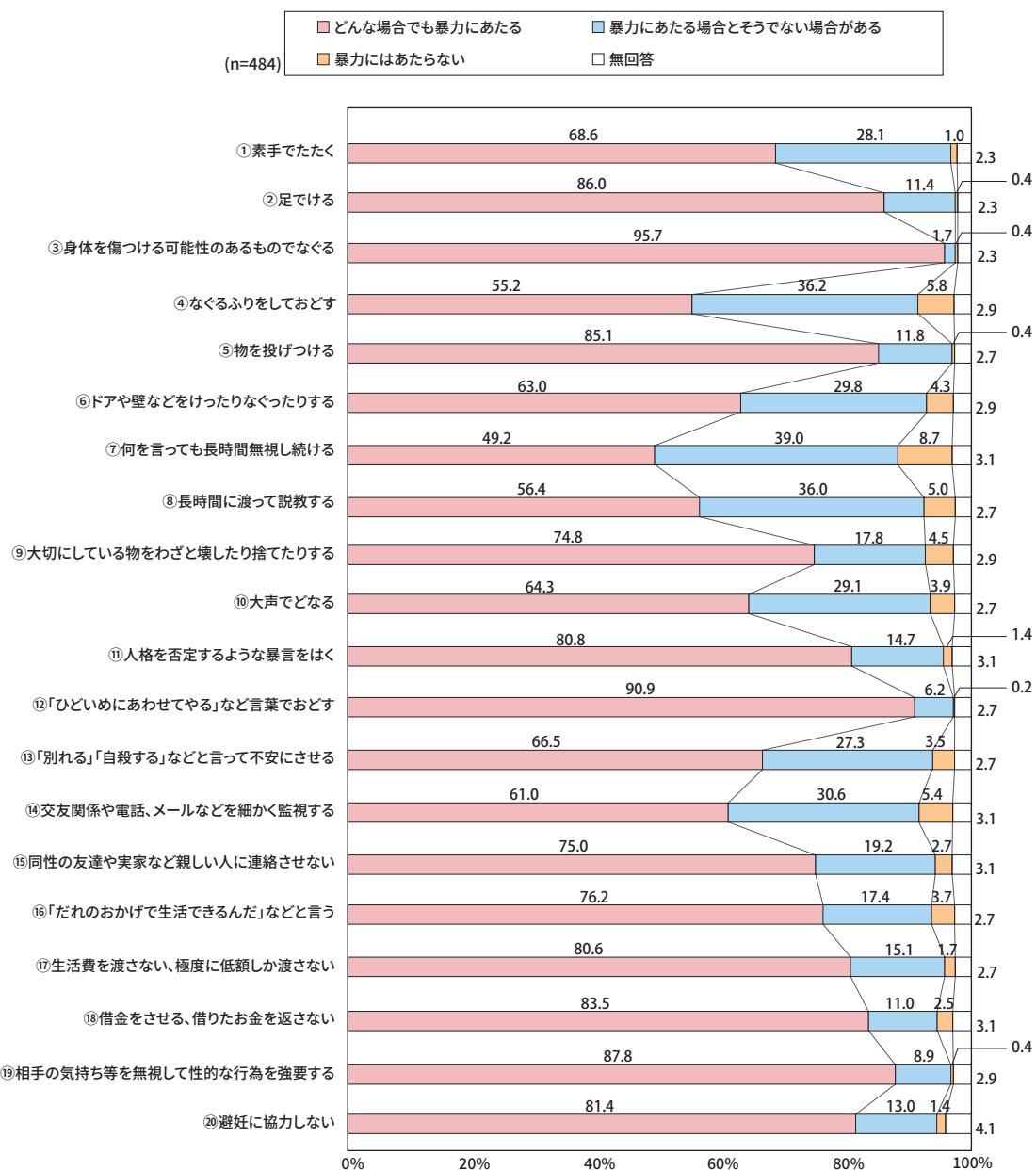
暴

力などの人権侵害

■夫婦や交際相手間の暴力について

- ①～⑯の項目のうち、全ての項目で「どんな場合でも暴力にあたる」が最も高く、暴力と認識されている。
- 特に〈③身体を傷つける可能性のあるものでなくる〉〈⑯「ひどいめにあわせてやる」など言葉でおどす〉については、9割以上と高く、身体的暴力・精神的暴力とともに「どんな場合でも暴力にあたる」と認識されている。

夫婦や交際相手間の暴力について



第4章 市民意識調査

2. 意識調査の結果

男

女共同参画社会の実現

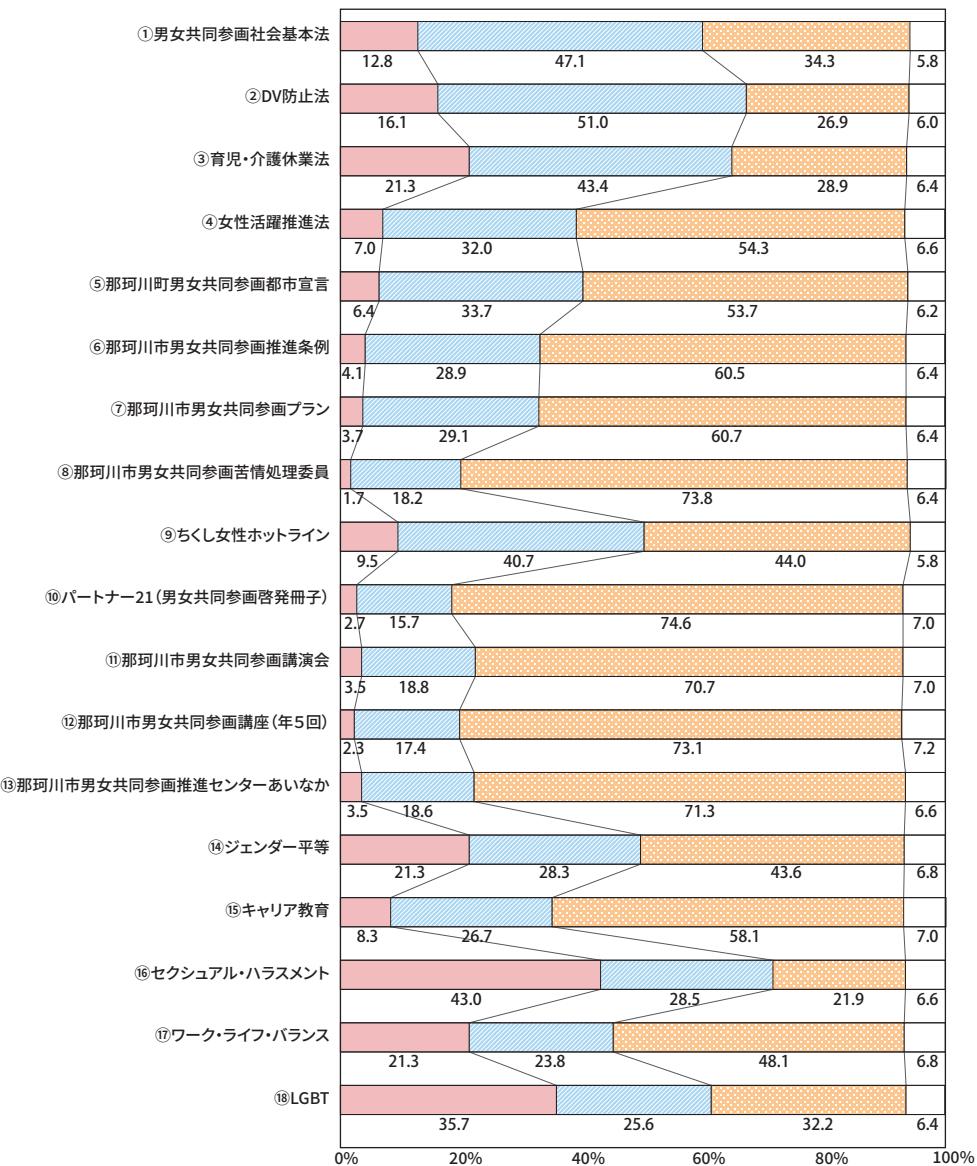
■那珂川市の事業等の認知

- ①～⑯の項目のうち、以下の10項目は「知らない」が過半数を超えている。

- { ④女性活躍推進法、⑤那珂川町男女共同参画都市宣言、⑥那珂川市男女共同参画推進条例、
⑦那珂川市男女共同参画プラン、⑧那珂川市男女共同参画苦情処理委員、
⑩パートナー21（男女共同参画啓発冊子）、⑪那珂川市男女共同参画講演会、
⑫那珂川市男女共同参画講座（年5回）、⑬那珂川市男女共同参画推進センターあいなか、
⑮キャリア教育 }

那珂川市の事業等の認知

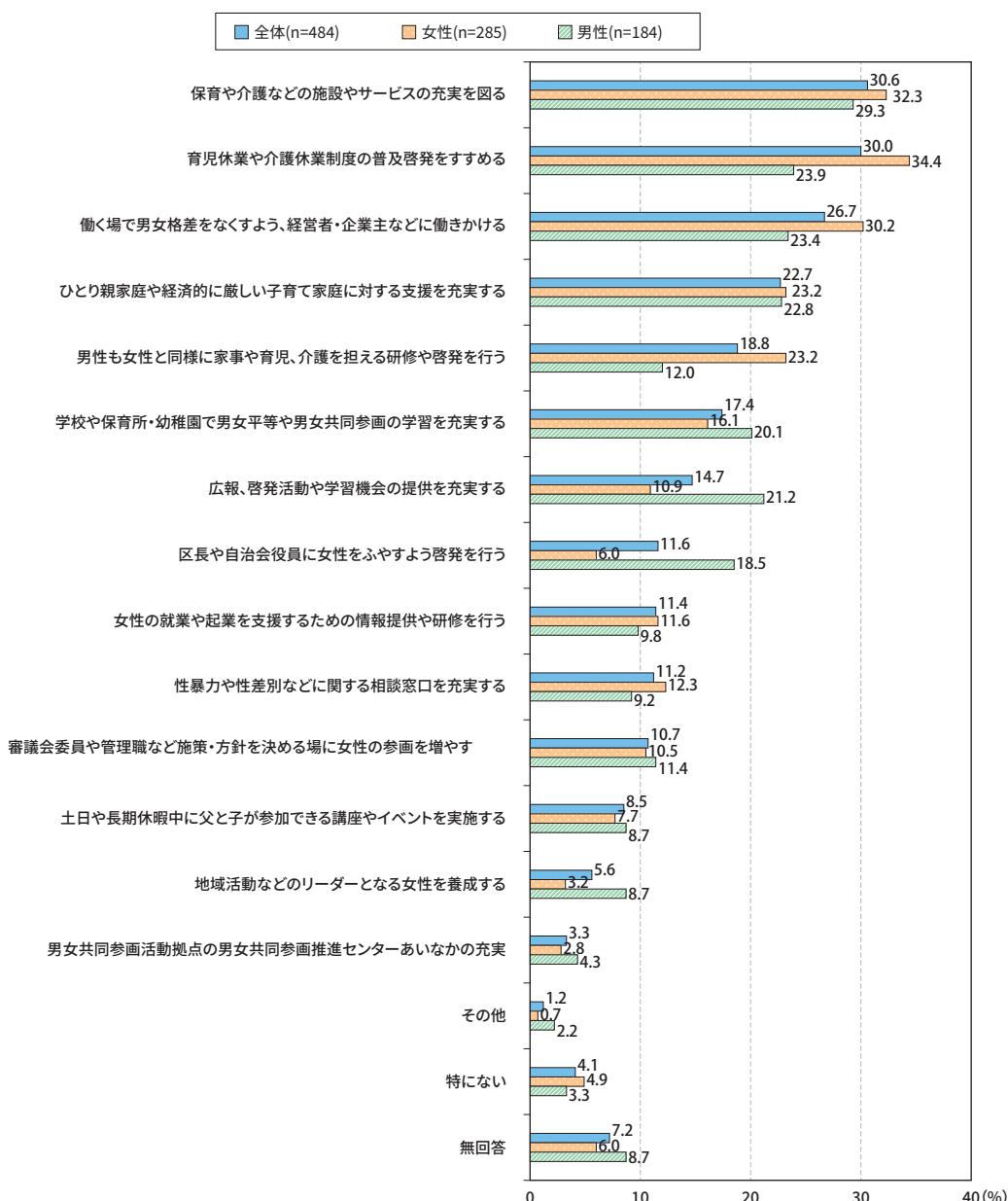
(n=484) [内容を知っている 聞いたことはある 知らない 無回答]



■今後力を入れるべき那珂川市の取組について

- 女性は、「育児休業や介護休業制度の普及啓発をすすめる」、男性は、「保育や介護などの施設やサービスの充実を図る」という意見が最も多い。
- 「男性も女性と同様に家事や育児、介護を担えるような研修や啓発を行う」という意見は、男性に比べ女性で多く、その差は11.2ポイントである。
一方、「区長や自治会役員に女性をふやすよう啓発を行う」という意見は、女性に比べ男性で多く、その差は12.5ポイントである。

今後力を入れるべき那珂川市の取組について



資料編

- ・那珂川市男女共同参画推進条例
- ・男女共同参画社会基本法
- ・審議会審議状況
- ・審議会委員

那珂川市男女共同参画推進条例

目 次

- 第1章 総則(第1条－第8条)
- 第2章 基本的施策等(第9条－第16条)
- 第3章 男女共同参画苦情処理委員(第17条－第24条)
- 第4章 苦情及び救済の申出の処理(第25条－第34条)
- 第5章 男女共同参画審議会(第35条－第41条)
- 第6章 雜則(第42条)
- 附則

前 文

那珂川市は、清流と緑豊かな自然に恵まれ、歴史豊かなまちとして発展してきました。一方、性別による固定的な役割分業意識や、それに基づく社会の制度や慣習が依然として残っています。また、新たな問題として配偶者等からの暴力等、人権の視点から解決しなければならない課題が発生しています。

近年におけるわが国の社会情勢は、少子高齢化や情報化、国際化、女性のめざましい社会進出等、急激な変化がみられ、それらに対応する新しい取組みが求められています。

本市は、男女平等社会の実現を目指して、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)に基づき、那珂川市男女共同参画プランを策定し、施策の取組みを行っているところです。

本市が目指すのは、社会のあらゆる分野で、男女が、お互いの人権を尊重し、自らの個性と能力を生かし、社会に参画するとともに家庭生活を両立させ、共に責任を担う男女共同参画のまちづくりです。

ここに、女性と男性が、市民と市が共に協力しながら、共に参画するこころ豊かな地域社会をつくるため、この条例を定めます。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、那珂川市(以下「市」という。)における男女共同参画社会を実現するための basic 理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定めることにより、性別にかかわりなく、すべての人の人権が尊重され、男女が共にあらゆる分野に参画する市を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画する機会を確保され、そのことによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 固定的性別役割分業意識 「男性は仕事が中心、女性は家事、育児、介護が中心」というように性別によって役割を決めようとする意識のことをいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に関する男女間の格差を是正するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的にその機会を提供することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦や恋人等、ごく親しい関係にある人から受ける身体的、精神的、性的、経済的な暴力や虐待(子どもを巻き込んでの暴力を含む。)をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) 市民 市に在住、在勤、在学する者及び市を拠点としてさまざまな活動をしている者をいう。
- (7) 事業者等 市内において、公的機関、民間を問わず、かつ、営利、非営利を問わず事業や活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (8) 審議会等 市の政策や方針について審議する機関で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4に規定する附属機関及びこれに準ずる機関のことをいう。
- (9) クオータ制 審議会等において、構成員が男女のいずれかに偏らないように、比率を決めることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次の各号に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的取扱いを受けないことや、男女共に個性が尊重され、男女の能力が発揮できる機会が保障される等、男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女は、社会で活動するにあたって、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分業等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている場合は、その要因が取り除かれるよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定の場に参画する機会が、平等に確保されること。
- (4) 男女が、家庭生活における相互の協力と社会の支援の下で、子どもの養育、家族の介護その他家庭における活動を行い、職業、地域活動等を対等に行うことができるよう配慮されること。
- (5) 男女平等の意識の形成について、教育は重要な役割を果たすため、あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育が行われること。
- (6) 男女は、生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、相互の性についての理解を深めるとともに、性と生殖に関して、個人の意思が尊重されること。
- (7) ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の性による人権侵害は、社会的な差別構造が背景にあることの認識の下に、根絶されるよう配慮されること。
- (8) 男女共同参画社会の形成は、国際社会の取組みと密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

那珂川市男女共同参画推進条例

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「施策」という。）を総合的かつ計画的に進めなければならない。

- 2 市は、施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。
- 3 市は、施策の推進について、市民及び事業者等の理解が深まるように、必要な啓発や学習機会の充実等を積極的に行わなければならない。
- 4 市は、施策の推進にあたっては、国、他の地方公共団体をはじめ、市民、事業者等及び関係団体等との連携に努めなければならない。
- 5 市は、施策を総合的かつ計画的に調整、推進していくため、庁内推進体制を整え、第35条に定める那珂川市男女共同参画審議会の意見を尊重して施策を進めなければならない。
- 6 市は、審議会等を設置する場合、クオータ制を取り入れるなど、男女があらゆる分野の活動において、政策や方針の決定過程に参画できる機会の確保に努めなければならない。
- 7 市は、積極的に男女共同参画を推進している個人又は事業者等を、那珂川市男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画推進モデルとして推奨するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づいて、男女共同参画について理解を深め、市の施策の推進に協力するよう努めなければならない。

- 2 市民は、地域、学校、家庭、職域その他あらゆる分野において、固定的性別役割分業意識その他男女平等を妨げている要因を取り除き、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づいて、事業活動に男女が共に参画できる体制づくりと、職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者等は、那珂川市指名競争入札参加資格等に関する規程（昭和60年規程第6号）第3条に規定する申請をしようとする場合、市の求めに応じ男女共同参画推進状況について報告しなければならない。

(性を理由とした人権侵害の禁止)

第7条 何人も、地域、学校、家庭、職域等社会のあらゆる分野において、性を理由とした差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(情報の制限)

第8条 市は、市民に公表する情報について、固定的性別役割分業意識を助長する表現、性による人権侵害に結びつく表現、又は過度に性的な表現を行ってはならない。

第2章 基本的施策等

(基本計画)

第9条 市は、施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づいて、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次の各号について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講すべき施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- 5 市長は、基本計画の実施状況について報告書を作成し、公表しなければならない。

(調査研究)

第10条 市は、男女共同参画を推進するため、施策及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(国際的協調)

第11条 市は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に行うための情報交換や、国際的な相互協力の円滑な推進を図るため、平和を基盤とした国際的視野に立った必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育の場における支援)

第12条 市は、基本理念に基づいて、就学前教育、学校教育、社会教育、家庭教育等、あらゆる教育の分野で、人権意識の向上と男女平等を促進する教育の充実を図るものとする。

2 市は、前項に掲げる男女平等を促進する教育の実現を図るため、教育にかかわる者に対し、男女共同参画の促進に関する研修を実施するものとする。

(家庭、地域における支援)

第13条 市は、男女が家庭、地域において固定的性別役割分業意識にとらわれない対等な関係を形成し、それぞれの場に対等に参画できるよう、必要な啓発と支援を行うものとする。

2 市は、家庭において、男女が家事、育児、介護等の役割をお互いに協力して行えるよう、必要な支援を行うものとする。

(事業者等に対する支援)

第14条 市は、事業者等に対し、男女共同参画に関する様々な情報の提供その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(施策等の提案)

第15条 市民及び事業者等は、市が実施する施策等について、市に提案することができるものとする。

2 市は、提案された施策等について、那珂川市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならぬ。

3 市は、提案された施策等について、男女共同参画の推進のために有効と認める場合は、その実施に努めなければならない。

(推進拠点)

第16条 市は、市民及び事業者等と連携して施策等を推進するための拠点を設置するものとする。

那珂川市男女共同参画推進条例

第3章 男女共同参画苦情処理委員

(男女共同参画苦情処理委員)

第17条 市が実施する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情を処理し、及び性別による差別的取扱いその他男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権侵害等(以下「人権侵害」という。)を受けた場合における被害者の救済を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、那珂川市男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 苦情処理委員の定数は、2人とする。

3 苦情処理委員は、施策に関し優れた識見を有し、社会的信望の厚い者のうちから、市長が委嘱する。ただし、苦情処理委員のすべてが、男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

4 苦情処理委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期は通算して6年を超えることはできない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第18条 苦情処理委員には、別に条例の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(独任制)

第19条 苦情処理委員は、独立してその職務を行う。ただし、重要な事項については合議を要する。

(責務)

第20条 苦情処理委員は、男女共同参画社会と人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 苦情処理委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

(解嘱)

第21条 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、又は職務上の義務違反その他苦情処理委員として著しく不適切な言動があると認める場合は、解嘱することができる。

(兼職の禁止)

第22条 苦情処理委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 苦情処理委員は、市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は苦情処理委員の公平かつ適切な職務の遂行に利害関係を有する職業と兼ねることができない。

(守秘義務)

第23条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係機関等との連携)

第24条 苦情処理委員は、その職務遂行にあたっては、市、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

第4章 苦情及び救済の申出の処理

(苦情及び救済の申出)

第25条 市民及び事業者等は、苦情処理委員に対し、市が実施する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置について、苦情の申出をすることができる。

2 何人も、市、市民又は事業者等から人権侵害を受けたときは、苦情処理委員に救済の申出をすることができる。

(苦情処理委員の処理の対象としない事項)

第26条 前条に定める苦情及び救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)が次の各号に掲げる事項であるときは、前条の規定にかかわらず、苦情処理委員の処理の対象としない。

- (1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 国会又は地方公共団体の議会に請願・陳情等を行っている事項
- (4) 苦情処理委員が行った苦情等の申出の処理に関する事項
- (5) その他、調査することが適当でないと苦情処理委員が認める事項

(市の施策に係る苦情等の申出の処理)

第27条 苦情処理委員は、市に係る苦情等の申出があったときは、必要な調査を行い、その結果、必要があると認める場合は、市長に対し、市の施策についての意見を表明し、又は施策の是正若しくは改善のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 前項に規定する意見の表明及び勧告は、苦情処理委員の合議によらなければならない。

3 市長は、第1項の規定により苦情処理委員から意見が表明され、又は勧告を受けたときは、当該意見又は勧告を尊重しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告に対する市の措置について苦情処理委員に報告しなければならない。

5 苦情処理委員は、市長から前項の規定による報告を受けたときは、当該勧告及び報告の内容を遅滞なく苦情の申出人に通知するとともに、これを公表するものとする。ただし、公表にあたっては、プライバシー等必要な配慮がなされなければならない

(却下)

第28条 苦情処理委員は、苦情等の申出が第26条に規定する事項に該当し、又は申出に理由がないと認めるときは、これを却下するものとする。

2 前項の場合において、苦情処理委員は、申出人に対し、理由を付した書面で、遅滞なく通知しなければならない。

(救済の申出の処理)

第29条 苦情処理委員は、第25条第2項に規定する救済の申出(市に係るものに限る。)があつたときは、必要な調査を行い、市が性による差別その他人権侵害を行つたと認める場合は、被害を受けた者に対し、必要な助言及び支援を行い、市に対し、人権侵害を排除する等救済するための必要な是正の要請及び調整を行うことができる。

2 苦情処理委員は、前項の規定により必要な是正の要請を行つた場合において、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、人権侵害を行つた関係機関に対し、改善を求めるための意見を表明することができる。

那珂川市男女共同参画推進条例

3 苦情処理委員は、前項の規定による意見表明を関係機関に対して行った場合において、なお、救済の申出に係る状況が継続し、かつ、その態様が悪質であると認めるときは、当該関係機関に対し、救済の申出に係る状況を是正するために必要な措置をとるべき旨を要請することができる。

(市以外の人権侵害の救済措置)

第30条 苦情処理委員は、第25条第2項に規定する救済の申出（市に係るもの）があり、調査の結果、必要があると認めるときは、被害を受けた者を救済するため必要な助言その他の支援を行い、救済の申出に係る状況を是正するため、市長に報告し、市長が改善のための意見表明及び要請を行うよう求めることができる。

2 前項の場合において、苦情処理委員は、救済の申出人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

3 苦情処理委員は、第1項の規定による意見表明及び要請にもかかわらず、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、市長に対し、その経過を報告し、その状況を公表するよう求めることができる。

4 第1項の規定による意見表明及び要請の求め並びに前項の規定による報告及び公表の求めについての決定は、苦情処理委員の合議によるものとする。

(市長の要請及び公表)

第31条 市長は、前条第1項の規定による意見表明及び要請を求められたときは、関係人に對し、改善のための意見表明及び要請を行うことができる。

2 市長は、前条第3項の規定による公表を求められたときは、その状況について必要な事項について公表することができる。

3 市長は前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表に係る市民又は事業者等に意見を述べる機会を与えるべきものとする。

(苦情処理委員の発意による苦情等の処理)

第32条 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、自己の発意に基づく事案について、調査を行い、必要な措置をとることができる。

2 前項の場合において、第27条及び第29条から前条までの規定を準用する。

3 苦情処理委員は、人権侵害に係る事案について調査を行うとき、並びに第30条第1項に規定する要請及び同条第3項に規定する公表の要求を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得るものとする。

(処理の経過及び結果の通知)

第33条 苦情処理委員は、第27条及び第29条から前条までの規定により、調査、意見表明、勧告、是正の要請、若しくは市長に対して公表を求め、又は市長から報告を受け、若しくは市長からの通知があったときは、苦情等の申出を行った者に対して、その旨を通知するものとする。

(調査の協力)

第34条 市は、苦情処理委員が第27条第1項及び第29条第1項に規定する調査を行う場合において、その調査を拒んではならない。

2 市民及び事業者等は、苦情処理委員が第30条第1項に規定する調査を行う場合において、その調査に協力するよう努めなければならない。

第5章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置)

第35条 市における男女共同参画社会の実現を図るため、那珂川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第36条 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本計画に関すること。
- (2) 基本計画に基づく施策の実施状況に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関して、市長から報告を受けるとともに、市長に意見を述べ、又は市長の諮問に対して答申する。

(組織等)

第37条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 関係団体を代表する者 7人
- (3) 市民 6人

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満になってはならない。

(会長及び副会長)

第38条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第39条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第40条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第41条 委員には、別に条例の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

第6章 雜則

(委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第17条から第34条までの規定は、平成18年4月1日から施行する。

(那珂川町男女共同参画審議会設置条例の廃止)

2 那珂川町男女共同参画審議会設置条例（平成15年条例第36号）は、廃止する。

附 則(平成30年6月27日条例第19号)

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法

前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十三条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十四条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

男女共同参画社会基本法

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設 置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組 織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議 長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議 員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄（以下省略）

那珂川市男女共同参画審議会

審議会審議状況

- 令和3年7月 市民意識アンケート調査
市内に居住する18歳以上の男女1,500人を対象に実施
(有効回収:484)
- 令和4年3月25日 審議会
計画(素案)について(骨子及び策定スケジュール)
- 令和4年4月19日 審議会(諮問)
○那珂川市長からの諮問
「那珂川市男女共同参画プラン(基本計画)の策定」について
計画(案)について(施策大綱・基本施策)
- 令和4年5月18日 審議会(分科会)
施策体系について(施策の概要)
- 令和4年6月15日 審議会(分科会)
施策体系について(施策の概要)
- 令和4年6月15日 市民説明会
那珂川市男女共同参画プラン(案)の施策体系および主な内容
- 令和4年11月22日 審議会
計画(案)について(具体的施策及び成果指標)
- 令和4年12月16日 審議会
計画(案)について(具体的施策及び成果指標)、答申(案)について
- 令和5年1月24日 審議会(答申)
○那珂川市長への答申
「那珂川市男女共同参画プラン(基本計画)の策定」について

審議会委員

(1) 学識経験者（1号委員）

NPO法人 福岡ジェンダー研究所
筑紫女子大学人間科学部准教授

倉富 史枝
大西 良

(2) 関係団体を代表する者（2号委員）

那珂川市商工会
那珂川市シニアクラブ連合会
那珂川市民生委員児童委員連合協議会
那珂川市PTA連絡協議会
筑紫人権擁護委員協議会
ずっと住みたい那珂川ネット21
那珂川市同和教育研究協議会

山崎 美代子
吉田 けい子
田中 徳吉
三厨 友恵
今戸 政子
小森 眞理子（審議会会長）
前田 耕一

(3) 市民（3号委員）※公募委員

池田 穂波
川添 典子
柴山 光生（審議会副会長）
東 豊
水野 修身
八代 由美

男女共同参画都市宣言文

なかがわまちだんじょきょうどうさんかくとせんげん 那珂川町男女共同参画都市宣言

わたしたちのまち なかがわ

せいりゅう みどり めぐ しぜん れきしゆた
清流と緑に恵まれた自然、歴史豊かなまち なかがわ

だんじょ たが じんけん そんちょう こせい のうりょく い
このまちでわたしたちは男女がお互いの人権を尊重し個性と能力を活かし

しゃかい かてい せきにん にな い こころゆた
社会や家庭においてともに責任を担いともに生き心豊かなまちをめざし

だんじょきょうどうさんかくとし せんげん
ここに『男女共同参画都市』を宣言します。

- だんじょ こせい そんちょう ひと じぶん い
男女ともに個性が尊重され、すべての人が「自分らしく」生きることができます。
- だんじょ しゃかい かつどう せいべつ こていてきやくわりぶんぎょういしき
男女が社会で活動するにあたっては、性別による固定的役割分業意識にとらわれないまちをめざします。
- だんじょ しゃかい たいとう こうせいいん ぶんや さんかく きかい びょうどう
男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画する機会が平等に保障されるまちをめざします。
- だんじょ かてい きょうりょく あ しゃかい しえん かていいない
男女が家庭において、協力し合うとともに社会の支援により、家庭内の活動が対等に行われるまちをめざします。
- だんじょ たが りかい ふか いしけってい ばめん きも
男女がお互いに理解を深め、意思決定の場面においてそれぞれの気持ちが尊重されるまちをめざします。

2006年11月23日

那珂川町議会決議文（同文）2006年9月議会で決議



<https://www.city.nakagawa.lg.jp>



那珂川市男女共同参画プラン

-人権を尊重しあう共同参画のまち ながわ-

(2023年3月)

◆編集・発行 那珂川市 〒811-1292 福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号
◆印 刷 有限会社 興亜産業